

『幸せデザイン 大東』

第5次大東市総合計画（後期計画）

第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略

骨 子（案）

趣 旨

本市では、令和3（2021）年3月に、「第5次大東市総合計画」及び「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化した『幸せデザイン 大東』を策定し、持続可能なまちづくりに向けて、取組を進めてきたところである。

この間、人口減少・少子高齢化の進行や、新型コロナウイルス感染症をきっかけとしたICTの急速な進展、価値観の多様化、大規模な自然災害、エネルギー・物価高騰など、様々な社会変化とこれに伴う多様な課題が顕在化してきている。

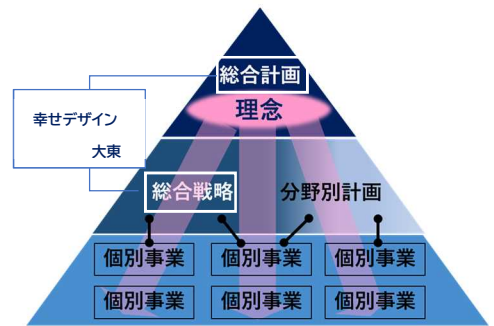
また、国においては、令和4（2022）年に、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、デジタル技術の活用や地方の個性を活かした社会課題の解決・魅力向上の加速化・深化などを謳った「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。さらには、令和7（2025）年には、地方創生の新たな考え方として「地方創生2.0基本構想」が示され、これまでの地方創生10年の成果と反省をもとに、人口減少を受け止めた上で、めざす姿として『強い経済と豊かな生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る』ことが掲げられた。

本市においては、令和7（2025）年度に、「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は5年間の計画期間が終了し、同時期に、「第5次大東市総合計画」は10年間の計画期間の中間年度を迎えることから、この間の社会情勢の変化や国の動向、本市を取り巻く環境の変化、本市の取組の成果や課題を踏まえて、より実情に即した「幸せデザイン 大東」の改訂を行うこととする。

1. 基本的事項

(1) 計画の構成

本市のまちづくりの理念と方向性を定めた「大東市総合計画」（以下「総合計画」という。）と、総合計画に掲げる理念と方向性に基づいて取り組む「まち」「ひと」「しごと」の3分野の重要施策を定めた「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）により構成し、両者を取りまとめた総称を『幸せデザイン 大東』とする。



(2) 計画の位置づけ

【総合計画】

総合計画は、「大東市自治基本条例」（平成17年条例第26号）に基づき、計画的な市政運営を行うことを目的として、まちづくりの考え方や将来像、政策の方向性などを示すものであり、総合戦略をはじめ、分野別の計画や各取組は、本計画に定める考え方や方向性に即して推進する。「第5次大東市総合計画（後期計画）」として位置付ける。

【総合戦略】

まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、「まち・ひと・しごと創生法」及び「総合計画」に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としており、「第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。

(3) 計画期間

【総合計画】

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）

うち、後期計画：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

【総合戦略】

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
大東市総合計画	第5次大東市総合計画						
	(前期)		(後期計画)：5年間				
大東市総合戦略	第2期		第3期大東市総合戦略：5年間				
国 デジタル田園都市国家 構想総合戦略	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度						
大阪府総合戦略		令和7（2025）年度～令和11（2029）年度					

総 合 計 画

(1) まちづくりの考え方とめざす将来像

今後長期にわたり人口減少が続くことが予測される中、人口規模の縮小と人口構成の変化に対応しながら市民生活を維持・発展させることで、**一人ひとりの幸せの増大**を図ることを目的として、まちづくりを行う。

その上で、めざす将来像は「安全・安心の土台の上に、希望・喜びが実感できるまち」とし、安全・安心が築かれ、誰もが希望や喜びを抱くことのできる活力あるまち（元気なまち）となることで、大東が「住む」場所から、「住み続ける」場所へと成熟していくことをめざす。

◆理 念 一人ひとりの幸せの増大

◆将来像 安全・安心の土台の上に、希望・喜びが実感できるまち

(2) 基本目標

※現行計画の振り返りとまちづくりの理念等に即して、できるだけ定量的かつ実効性の高い目標値を記載する。

(3) 人口の考え方

全国的に今後も人口減少が予測される中、国が令和7(2025)年に策定した「地方創生2.0基本構想」では、これまでの地方創生10年の成果として「人口減少問題への対処開始」、反省として「人口減少を受け止めた上での対応」などを挙げ、その上で、人口減少を受け止めた上での施策展開を掲げている。

本市においても同様に、早くから人口減少問題に向き合い、「人口流入」と「定住促進」に取り組んできたが、全国と同様に、人口減少に歯止めをかけることはできず、当面は人口減少が続くと予測されている。

そこで、人口規模の縮小と人口構成の変化を前提としつつ、その中でいかに安全・安心を確立し、大東ならではの付加価値を高めていくか、という観点でまちづくりを行っていく必要がある。

以上を踏まえ、現に、この地を選び住み続けている市民を主なターゲットとして、これからも「住み続けたい」と思えるまちづくり、すなわち「定住促進」につながる施策を展開していくことで、国立社会保障人口問題研究所が示す将来推計人口を下回らない人口を維持していく。そして、定住したいまちとしての魅力を高め、市民のまちへの愛着を醸成するとともに、市外の多くの人や企業等に大東の魅力を認識いただけるようにすることで、将来的には人口流入が図られるまちとなっていることをめざす。

（４）多様な主体と連携したまちづくり

人口減少が進む中で、大東に関わる全ての人や多様な主体こそが、多様化する一人ひとりの幸せを実現する原動力となる。そこで、子どもから高齢者まで、本市で暮らす人々はもちろんのこと、近年増加傾向にある外国人、長年にわたり各地域の暮らしを支えてきた自治会組織をはじめとする地域の団体や経済活動を担う企業、さらには通勤・通学者、観光客、ふるさと納税者など、それぞれがそれぞれの形でまちとの関わり合いの中で、まちの維持・発展を支えていくことをめざす。

（５）まちづくりのメインターゲット

- ①定住促進：大東で暮らす市民や活動している団体、操業している企業等
- ②関係人口・交流人口の増加：大東に関わる多様な主体

（６）まちづくりの展開方針（政策の方向性）

まちづくりを進めるにあたって最も基本となるのが、すべての人の人権が尊重されることである。全施策に共通する考え方として、基本的人権と多様性が尊重され、平和で差別のない一人ひとりが安心して住み続けられる共生のまちづくりを行う。

また、国際社会の共通目標である「SDGs」の理念を鑑み、大東が持続的に発展し、誰ひとり取り残さない安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要である。

その上で、住み続けたいまちの基本となる「安全・安心の土台の構築」と、他のどこでもなく、『大東』を選び住み続けたいくなるような「大東ならではの付加価値の創出」、それを支える「行政基盤の強化」の視点をもって、まちづくりに取り組む。

危機管理

◆平時も有事も安全に暮らすことができるフェーズフリーなまちづくり

自主防災組織や自治会等と連携し、自助・共助を基本とした防災・防犯体制を地域全体で構築することで地域防災力の底上げを図り、平時も有事も安心なまちづくりを行う

◆災害時に備えた計画的な都市基盤整備

老朽化が進むインフラへの対応を計画的に進め、大規模地震や水害などに耐える都市基盤を構築する

健康・福祉

◆誰もが健康に暮らせるまちづくり

若いうちからの健康増進に加え、多様なアプローチによって高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防を推進するなど、地域全体で健康づくりに取り組み、誰もが心も体も健康に暮らせるまちづくりを行う

◆日常生活が保障され、必要な人に必要な支援が届くまちづくり

日常生活の困りごとを身近に相談できる人や場所があり、必要な人に必要な生活支援が届けることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行う

◆一人ひとりの意欲を引き出し、自立への道筋が展望できるまちづくり

年齢や障害の有無、個人の特性、生活環境等に関わらず、誰もが希望を持ち、自立による自己実現の喜びを感じることができるまちづくりを行う

出産・子育て

◆若い世代が住み続け、働き続けられるまちづくり

就職や結婚、子どもの就学のタイミング等で市外に転出することなく、大東に住み続けられ、働き続けられる環境が整ったまちづくりを行う

◆親も子も自己実現を図ることができるまちづくり

子どもも親も、一人の人として、余暇や学び、仕事の時間などが確保され、自己実現を図ることができるまちづくりを行う

◆子育て世帯を孤立させないまちづくり

核家族やひとり親をはじめ、子育て世帯が行政機関や地域と何らかの関わりを持てるようにすることで、継続的に子育て世帯の負担や不安の軽減を図ることのできるまちづくりを行う

教育

◆地域全体で子どもの個別最適な育ちを応援するまちづくり

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの豊かな心や経験を育むとともに、個性や意欲にあわせて個別最適な教育を受けられる誰一人取り残さないまちづくりを行う

◆一人ひとりの学力・体力を高めるまちづくり

知識・技能・思考力・判断力・表現力・学びに向かう力など、学力の総合的な底上げを図るとともに、健康の維持や、意欲・気力の充実に大きく関わる体力の維持・向上を図り、子どもたちの生きる力を育むまちづくりを行う

◆持続可能で安全な学校環境づくり

将来の児童・生徒数を見据えた学校の適正規模・適正配置を進めるとともに、計画的な老朽化対策を行い、持続可能で安全な学校施設の運営を行う

◆ふるさと大東への理解と愛着を深めるまちづくり

子どもたちが大東の魅力について関心を持ち、理解を深め、わがまちとして愛着を感じることができるまちづくりを行う

都市基盤・都市空間・生活環境

◆エリアの課題や特性に即した都市基盤を備えたまちづくり

土砂災害警戒区域や水害の危険、駅前や工業地域など、エリアの様々な特性を踏まえるとともに、多様なライフスタイルにも対応した都市基盤の整備・更新を行う

◆安全・便利に移動できるまちづくり

人口減少、少子高齢化、通勤・通学・観光などに対応した移動手段の確保や、バリアフリー化等による歩行空間の確保を進め、移動の利便性と安全性が高いまちづくりを行う

◆地勢的優位性やコンパクトシティの強みを活かしたまちづくり

都心へのアクセスがよく、都心よりも住宅の確保がしやすい優位性や、移動や効率的な機能配置がしやすい市域のコンパクトさを活かしたまちづくりを行う

◆都市基盤や公共施設の計画的な更新・再編と都市ストックを有効に活用したまちづくり

遊休地や空家、老朽化した公共施設、都市空間などを資源として捉え、活用することによって、新たなまちの付加価値につながるまちづくりを行う

◆都会と自然の両方を楽しめるまちづくり

大都市に近い一方で、自然が身近にあるという恵まれた住環境を備えている強みを活かし、その両方を楽しむことができるまちづくりを行う

◆環境や社会に配慮したまちづくり

市民や企業の環境意識を醸成しながら、地域全体で地球環境や社会に配慮し、快適でうるおいのある豊かな環境を守り、将来に引き継ぐことのできるサステナブルなまちづくりを行う

産業・就労

◆既存企業が操業し続けられるまちづくり

これまで大東の経済を支えてきた既存企業が、技術継承や人材確保などの課題を乗り越え、これからも操業し続けることができるまちづくりを行う

◆大東で創業・操業したくなるまちづくり

さらなる産業の重層化により、大東の経済が維持・発展されるよう、スタートアップ企業を含む様々な規模や業種の企業が、大東での創業・操業に魅力を感じられるまちづくりを行う

◆一人ひとりの能力や意欲に応じて働くことができるまちづくり

若者や女性、高齢者をはじめとして、様々な人材が年齢やライフステージにかかわらず、やりたい仕事や適切な収入を得て活躍することができるまちづくりを行う

◆大学などの教育機関と産業の集積を活かしたまちづくり

教育機関と産業の集積を活かし、様々な主体が連携し、新たなまちの付加価値やまちの担い手が生まれるまちづくりを行う

文化・歴史・観光・地域コミュニティ

◆大東の歴史や文化への誇りを育むまちづくり

飯盛城跡や三好長慶、平野屋新田会所跡、御領水路、のぎきまいりなどの歴史的資源や、市民が主体となった様々なまつりやイベント、自治会、消防団、自主防災組織などの地域コミュニティの結束力など、大東が育んできた数々の歴史や文化、地域性を魅力資源としてさらに磨き、それを市民がわがまちの誇り（シビックプライド）として感じることでできるまちづくりを行う

◆地域が支え合って暮らしを守るまちづくり

高齢化や人口減少の中にあっても、大東のまちを支えてきた自治会制度をは

はじめとして住民同士の自主的な支え合いによって、地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを行う

行財政基盤

◆人口減少・少子高齢化に対応する財政基盤の確立

人口減少・少子高齢化による歳入の減少や歳出の増大に備えて、ふるさと納税の獲得や各種交付金などの積極的な財源の獲得、堅実で効果的な資金運用等による歳入増加とあわせて、計画的な公共施設の再編や施設の老朽化対策、健康づくりを推進するなど、まちの持続可能性を中期的視点でとらえた財政運営を行う

◆多様な主体との連携や、多様な手法の選択による労働生産性と行政サービスの質の向上

部署間・政策間での連携や DX 等による労働生産性と行政サービスの質の向上を図るとともに、市民や企業など多様な主体との連携によって、人、ノウハウ、アイデアなどの資源を効率的・効果的に活用することで、人口減少や少子高齢化の中にあっても、一人ひとりに寄り添ったまちづくりを行う

◆ブランディングと発信力の強化

大東ならではの魅力や強み、本市が取り組んでいる様々な施策などをブランディングするとともに、市内外に向けた発信力の強化を図り、大東の良さを知ったり体験したりする機会を増やすことで、住み続けたい、住んでみたい、まちづくりを行う

（７）分野別計画について

総合計画は、本市の全ての行政施策に通ずる共通の理念と方向性を指し示すものであり、分野別計画は、総合計画に掲げる理念と方向性に基づき策定し、実行していくものとする。

また、総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生法に基づいた取組を定めるものとし、総合計画および分野別計画の方向性も踏まえたものとする。

（８）総合計画の見直しについて

総合計画を進めるにあたって、社会情勢の変化や予期せぬ事態に的確に対応する必要が生じた時は、計画期間中であっても見直しを行うこととする。

まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 基本的な考え方

国が令和7（2025）年に策定した「地方創生2.0基本構想」では、「人口減少を受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく」ことが謳われ、そのために「地域の経済・社会、これらを支える人材の力を最大限に引き出す政策の強化」などが掲げられた。

本市の総合戦略においても、この考え方に即すとともに、総合計画に示すまちづくりの展開方針（政策の方向性）に基づき、豊かな生活を安心して営める地域社会の形成（まち）と、地域社会を担う多様な人材の育成・確保（ひと）、地域における魅力ある多様な就業・産業の維持・発展（しごと）を進めていく。

(2) 重点分野

大東が有する強みや弱みなどを踏まえつつ、大東ならではの資源を活用しながら魅力的な地域をつくるとともに、雇用や多様な働き方等を生み出し、仕事をつくることで、人がまちに定着する流れをつくる施策とする。あわせて、一人ひとりに寄り添った子育て支援や教育など、子育て等の希望を実現でき、災害時にも平時にも安全・安心な暮らしを実現する施策について、次の分野で取り組んでいく。

- ①危機管理
- ②都市基盤・都市空間・住環境
- ③健康づくり
- ④教育
- ⑤出産・子育て
- ⑥産業・就労
- ⑦【新】観光・歴史・文化・シビックプライド
- ⑧行政サービス・行財政基盤

※この重点分野に沿って、具体的施策を今後盛り込んでいく。

(3) 検証及び見直しについて

毎年度、取組の進捗状況やK P Iの達成状況の確認・検証を内部と外部で定期的に行い、検証結果に応じて各取組や予算への反映を行うとともに、必要に応じて総合戦略の見直しを図る。

参 考 資 料

- 大東市総合計画・総合戦略改訂方針
- 審議会委員名簿
- 審議会等検討経緯
- 関連法規等
 - ・大東市自治基本条例
 - ・まち・ひと・しごと創生法
 - ・大東市民憲章
 - ・大東市総合計画・総合戦略審議会規則
- 諮問・答申
- 分野別計画
- 用語集
- 施策解説